

平成28年第4回定例会総務委員会会議録

平成28年12月16日
午前10時～11時20分
全員協議会室

出席者氏名

後藤 光秀	委員長	石引 礼穂	副委員長
金剛寺 博	委員	山宮留美子	委員
山崎 孝一	委員	寺田 寿夫	委員
鴻巣 義則	委員		

執行部説明者

副市長	川村 光男	総務部長	直井 幸男
総合政策部長	松尾 健治	危機管理監	出水田正志
会計管理者	飯田 俊明	市長公室長	松田 浩行
危機管理室長	中島 史順	人事行政課長	菊地 紀生
財政課長	岡田 明子	税務課長	森田 洋一
納税課長	岡野 雅行	契約検査課長	島田 眞二
企画課長	宮川 崇	資産管理課長	飯田 光也
情報政策課長	永井 正	シティセールス課長	大野 雅之
道の駅プロジェクト課長	中嶋 潔	会計課長	川村 昭
監査委員事務局長	酒川 栄治	契約検査課長補佐	中村 兼次 (書記)

事務局

主 査 仲村 真一 副主査 矢野 美穂

議 題

- 議案第 1 号 第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランについて
- 議案第 5 号 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12号 平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第3号)の所管事項
- 議案第 20号 龍ヶ崎市部等設置条例の一部を改正する条例について

後藤委員長

それでは、ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第1号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第12号の所管事項、議案第20号の7案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、また質疑は一問一答でお願いいたします。会議が円滑に進行できるよう、皆様のご協力をよろしく申し上げます。

それでは議案の審査に入ります。

議案第1号 第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランについてであります。

まず、この議案については、執行部より議長あてに議案の訂正願が提出されており、議長より委員長に連絡があったものであります。このことから、定例会最終日に議案の訂正許可を求めることとなりますが、委員会では訂正許可見込みの議案で審議していただきたいと思っております。よろしいですか。

【異議なしの声】

後藤委員長

それでは、執行部から訂正内容の説明及び議案の内容を説明願います。

松尾総合政策部長。

松尾総合政策部長

議案第1号 第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランに係る訂正についてでございます。お手元の正誤表をご覧になっていただければと思います。議案の別冊20ページをご覧ください。20ページの2の数値目標というところの表の中でございますが、人口減少の抑制（住民基本台帳人口）とあります。ここの目標値（平成33年）7万7,309人と記載しておりますが、正しくは、7万8,412人です。7万8,412名でございます。ご訂正をお願いいたします。

誤りの理由原因でございますけれども、当該事業を記載する際、本来であれば、目標人口の数値を記載すべきところでありましたが、推計人口の数値を記載してしまったために起こったものでございます。申しわけございませんでした。ご訂正のほうよろしくをお願いいたします。

それでは、議案の内容の説明に移らせていただければと思います。別冊の第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン、こちらのまず1ページをご覧ください。

初めに、現在のふるさと龍ヶ崎戦略プランの振り返り課題を若干お話をできればと思います。ふるさと龍ヶ崎戦略プランは将来ビジョンを市民と共有し、ともに目標に向かって進んでいくことが重要との考え方から、従来の法定による総合計画のような網羅的な構成とはせず、まちづくりの基本方向を示す最上位の計画として戦略と実践集団としての主要事業を掲載することでわかりやすさ親しみやすさが大きく向上したことが特徴であると認識しております。

反面、まちづくりは長期にわたる取り組みが重要でありますけれども、この現在のプランでは向こう5年間の取り組みに特化し、一般に基本構想と呼ばれる事項を未掲載としたため、長期的な指針については不十分な状態だっであったというふうに考えております。また、本編に主要事業を掲載したことでわかりやすさの反面、柔軟な対応で課題が生じているというふうにも考えておりました。

こうした課題等への対応といたしまして、第2次のプランにおきましては、全体の構成を改善したところでございます。なお、策定の過程におきましては、まちづくり市民アンケート平成26年、28年で18歳以上の方それぞれ4,000名を対象に、アンケート調査を行っております。さらに平成27年度では市民ワークショップ等を行っております。それから、市民の皆さんとの懇談会、団体ヒアリングを初め、骨子段階では意見の募集、それから最終的にはパブリックコメントを行うなどで市民の皆さんの意見の反映につとめてきたところでございます。また最上位計画策定審議会におきましても、延べ7回を開催しまして、去る11月14日に答申をいただいたところでございます。

第1章のはじめにということなのですが、2ページの方でプランの位置づけというものを整理しております。本プランですけれども、ふるさと龍ヶ崎戦略プラン及び行政改革大綱の検証結果を反映するとともに、地方創生に関する取り組みの柱として、まち・ひと・しごと創生総合戦略、それから教育分野の柱として教育大綱を包括した本市の最上位計画として位置づけるものでございます。

3ページでは、本プランの役割を整理しております。役割としては3点でございます。1点目、まちづくりの基本方向、戦略と実践手段を示す最上位の計画であるということ。そして2点目、協働のまちづくりを進めるための行動指針であるということ、そして3点目、行政活動の成果や達成状況を確認するための物差しであるということ、以上三つの役割を整理しております。

続きまして、4ページをご覧ください。構成と期間についてご説明申し上げます。本プランは、将来ビジョン、実行プラン及び財政計画で構成をしております。そして将来ビジョンについては、平成52年（2040年）頃を目標に、人口の将来展望や目標人口のほか、将来都市像及び都市計画の基盤となる土地利用方針を掲げております。その上で実行プランについては、社会経済情勢への柔軟な対応や中期財政計画に裏打ちされた実効性を担保するため、平成33年（2021年）度までの5年間の計画としたところでございます。

実行プランの目標ごとに定める施策を推進するための具体的な事業については分離した上で、中期財政計画、通称アクションプランに年度別の事業内容や事業費等を掲載することで、社会経済情勢、市民ニーズ、財政状況の変化等に柔軟に対応するため、毎年度見直しを行うこととして改善を図ったところでございます。また、計画の実効性を担保するため、財政計画として財政収支見直しなどをお示しをしております。

それでは章ごとに概要を説明をしていきたいと思っております。初めに、第2章の将来ビジョンとなりますが、ここでは、7ページをお開きいただければと思っております。時間の関係もありますので、特徴的な事項に限定させていただければと思っております。

まず、7ページでは、目標人口を掲げております。中期的な目標として平成37年（2025年）、7万7,800人、そして長期的な目標として平成52年（2040年）の目標人口7万3,600人ということで整理をしております。なお、冒頭に訂正の申し出をさせていただいたところですが、この図表の5のオレンジのラインが目標です。本来このオレンジの数値を記載すべきところ、青のラインの推計値の数値を記載したことによる誤りということでございます。申しわけございません。

続きまして8ページでございます。合計特殊出生率の目標でございます。合計特殊出生率につきましては、国の人口ビジョンを踏まえまして、2030年で1.8、2040年で2.1としたところでございます。それから人口移動率の目標でございますが、こちらにつきましては、大幅な転出超過の20代で、転出抑制をマイナス20%、20%の転出抑制をしていきたい、反対に転入超過である30代を中心とした子育て世代とのお子さんについては、プラス20%にしていきたいというような人口移動率の目標を設定しております。

9ページでは将来都市像とまちづくりの方向性としまして、「人が元気 まちも元気 自慢したくなるふるさと 龍ヶ崎」という将来都市像を継続するということを期待してございます。

そして10ページでございます。まちづくりの方向性ということでございますが、今後のトレンドを踏まえながら、将来都市像の実現に向けて、まちづくりの方向性として五つの項目を設定しております。1点目が、若者・子育て世代が安心して結婚・子育てできる環境を創出する。2点目が、住みよさの向上など、住んでみたいと感じるまちづくりを推進する。3点目で、少子高齢型社会に対応した地域活力を創造する。4点目として、ふるさと龍ヶ崎の現在を担い、未来を拓く人づくりを推進する。5点目として、将来につながる基盤づくりを推進する。というような5項目をまちづくりの基本方向性として整理をいたしております。

続きまして、11ページでございます。土地利用方針でございます。今後の人口減少や行政需要の変化等に的確に対応しながら、持続可能な都市づくりを進めるため、多極ネットワーク型コンパクトシティの形成を目指すことを都市整備の基本的な考え方と整理をしております。その上で魅力的な機能性の高い各種拠点形成することなどを土地利用の基本方針といたしたところでございます。

続きまして、第3章の実行プランの説明に移らせていただければと思っております。第3章、一番わかりやすいのが15ページになります。15ページのA3の折り込んであるページです。こちらをご覧ください。いただければと思っております。本プランの全体像をここでお示しをしておりますが、まず戦略というのが一番上にあって、それに関する目標、施策の3層構造で構成をしております。そして、五つの目標に沿って13項目の目標設定をし、さらに目標の実現に向けて、43項目の施策を設定をしております。

続きまして、16ページをご覧ください。五つの戦略について簡単にご説明申し上げます。まず戦略の1でございます。若い世代の希望の実現「若者・子育て世代の定住環境の創出」でございます。持続可能な地域経営の基盤を構築するため、子育てしやすい環境づくり、住んでみたいと感じる魅力あるまちづくりにより、若者子育て世代の希望をかなえ、定住人口の増加を図ろうとするものであります。戦略の2、教育環境の向上「まちづくりを担う人づくり」。まちづくりを担う人づくりの観点から、教育環境の向上を図ろうとするものでございます。戦略の3、地域活性化「まちの活性化と認知度向上」でございます。豊富な知識経験を有する市民の力と豊かな自然を初め多くの地域資源を生かしたまちづくりにより、地域ブランド力の向上とシティプロモーション活動の展開などにより、まちの活性化と認知度向上を図ろうとするものでございます。戦略の4、地域力の向上「安全・安心で住みよい環境づくり」。まちづくりの基本的要素である安全・安心の確保と住みよい環境づくりのため、防災・減災の取り組み及びスポーツ環境を生かした健幸づくりを推進するほか、

地域の人々がつながり支え合い、安全・安心で快適に住み続けられる地域社会の実現を目指し、地域力の向上を図ろうとするものでございます。戦略の5、持続可能な行財政運営「将来につながる基盤づくり」でございませう。本プランの実行を担保するため、市の経営資源を効率的に活用するとともに、引き続き行財政改革を推進し、持続可能な経営基盤を構築しようとするものでございませう。

続きまして重点目標についてご説明いたします。17ページをご覧くださいだければと思ひます。目標のうち、より重点的、優先的に推進していく上での重点目標と位置づけておりまして、積極的な取り組みを進めることといたしてございませう。現在のプランですと二つの重点目標が設定されてございませうが、2次プランにおきましては四つを設定してございませう。

まず一つ目でございます。子育て環境日本一。急速に進むと予測される少子化と人口減少の抑制に向けて行政と地域が連携して子育てを支え、充実した環境の中で子供たちや子育て世代が生き生きと暮らせるまちの構築を目指すというものでございませう。二つ目でございます。市民活動日本一。行政だけでは解決が難しい問題が増える中、市民一人一人がまちづくりの担い手として意識を持って行動し、他に誇れる活発な市民活動により、まちの活性化を図ろうというものでございませう。三つ目でございます。防災・減災日本一。新規でございませう。これまで強化してきました防災・減災の取り組みのさらなる推進とともに、地域の防災体制の充実、市民一人一人の意識の高揚を図るなど、自助・共助・公助のバランスのとれた取り組みによって、災害に対して市民・地域・行政が一体となって対処できるまちの構築を目指すというものでございませう。四つ目でございます。スポーツ健康幸日本一。新規でございませう。スポーツ健康都市宣言から10年目を迎える中、充実してきた市のスポーツ施設を活用し、さらには流通経済大学との連携を深めることなどによりまして、市民の健康づくりを推進することで、健康寿命の延伸を図り、生涯にわたり健やかで幸せな生活を送れることを目指すというものでございませう。

次は18ページをご覧くださいだければと思ひます。目標と施策について掲載してございませうが、ここでは個々の内容ではなくて、全体の見方、このプランの見方をご説明できればと思ひます。初めに、戦略を一番上に記載してございませう。戦略を記載して、その上で目標を掲げてございませう。その基本的な方向性と目標の目指すべき水準をわかりやすく示すために数値目標というものを記載してございませう。次に、目標の実現に向けた施策を記載し、その取り組み内容と重要業績評価指標（KPI）を記載してございませう。またそれぞれの重要業績評価指標ごとに当該指標と関連すると想定される事業を例示として掲げてございませう。表の中に主な事業の例ということで例示で掲げてございませう。また、欄外には脚注を設けまして、用語解説等を掲載してございませう。そして同じような記載、表示の方向で53ページまで続くわけですが、個々の説明につきましては時間の関係で割愛をさせていただければと思ひます。

54ページをお開きいただければと思ひます。54ページからは、第4章の財政計画となります。ここでは、第1としまして、財政収支見通しと財政運営の課題を整理してございませう。施策を担保するための財政状況について、収支状況中心にその見通しを示してございませう。そして次の55ページの図表の7をご覧くださいだければと思ひます。この表の青い棒グラフが収入の見込みです。オレンジが支出の見込み額です。赤の折れ線グラフがその収支の差額をあらわしてございませう。図表7の通り、投資的経費を平年ベース年間12億円とした場合の財政推計でございませうが、これによりまして、平成33年度までの本プランの期間中は、毎年度、形式収支は黒字の見通しとなっております。ただし、不確定要素も多いことから、今後の財政健全化の取り組みの推進が必要であるということは、同様でございませう。

そして、56ページでございませう。本プラン遂行のためのアクションプランでございませう。本プランの着実な遂行に向けた個々具体の事業につきましては、中期事業計画アクションプランを策定して整理することとしてございませう。及び、社会情勢や事業の進捗等に応じて毎年度見直すことで柔軟な対応を行っていく旨を整理してございませう。そして、アクションプランと財政収支見通しの関係でございませうが、アクションプランの策定にあたっては財源が担保された実効性のあるものとするのが重要であります。そのため、毎年度の財政収支見通しや、基金残高に照らした充て可能財源を推計の上で、アクションプランを策定する旨を整理してございませう。また、このアクションプランを反映した中期財政見通しを毎年度行うことにより、財政の健全化を維持しながら本プランの実効性の高めるという整理してございませう。以上簡単でございませうが、議案第1号の説明といたします。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

はい、金剛寺委員。

金剛寺委員

私なりにちょっと気づいた点を何点か質問させていただきます。初めに、4ページの「3目標が明

確で、柔軟な対応が可能な計画づくり」のところで、今部長のほうから説明ありましたように、個々の具体的な事業はアクションプラン中期事業計画で示すということになってまして、昨日の質疑ではこれに伴う最初のアクションプランは、来年の2月に発表の予定ということになったわけですけど、前回のプランで見ますと、大項目だけ主要事業として載せてるわけですけど、今回は毎年見直すということもあって、このアクションプランというのは、どの程度までかなり細かいところまで載せるものになるのでしょうか。

後藤委員長
宮川企画課長。

宮川企画課長
アクションプランはいわゆる中期事業計画でございますので、現行の戦略プランの項目よりは項目数は増え、若干細くなるというふうに考えております。

後藤委員長
はい、金剛寺委員。

金剛寺委員
次の11ページの所の第3章の土地利用方針の中の一冊下の5番目「2（5）自然環境の保全と活用」ということで、項目的にうたわれてるわけです。

先日説明を受けた都市計画マスタープラン（2017年）の中でも、豊かな森林・水辺・農地等の保全活用が明記されていて、景観行政団体への移行というところまであるわけですけど、また今回の市民アンケートの中でも、この豊かな自然が一番とあげてるのがどの世代でも一位となってるんですけど今回のこのあとのところではですね。この自然環境の保全の数値目標からは消えていると思うんですけど、前回ではこの市の良いところ好きなどころとして、豊かな自然があるというのがあるわけですけど、今回はこの活気にぎわいというふうな形になってまして、その辺のことについてちょっとお尋ねいたします。

後藤委員長
川村副市長。

川村副市長
自然環境の保全と活用につきましては、都市計画マスタープランの中で、景観行政団体への移行を考えておりまして、具体的な施策につきましては環境基本計画を今策定中でありまして、当然牛久沼の環境の問題であったりですね、それが蛇沼の自然環境の問題でありましたり、そういったものも含めまして現在考えているところでありまして、具体的な環境基本計画の中で、例えば牛久沼の水質改善などの目標設定なども含めて今検討してます。以上です。

後藤委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
はい。ぜひ最上位計画のところにですね、環境保全という点を入れていただきたいところですけど、次行きます。

18ページの「目標1子育て環境日本一」この辺の内容については、先に発表になってますまち・ひと・しごと創生総合戦略とほぼ同一としているところで大体のところわかるんですけど、この18ページの「2数値目標」のところの子育てしやすいまちであると感じる市民の割合というのが、目標値平成33年度で今回50パーセントということになりましたけど、前回の創生総合戦略の中では平成31年で80%という数値を挙げられていると思うんです。

この辺は堅実なところで直されたのかどうかちょっとお尋ねをしたいと思います。

宮川企画課長
この数値目標につきましてはすべて担当課と調整の上、設定をしておりますので、今回は担当課と調整の上50パーセントとしたところでございます。

後藤委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

24 ページの「3 (1) 魅力ある都市拠点の形成」の中に、①取組内容として、この竜ヶ崎駅北地区を新都市拠点開発エリアということで、高度な土地利用を目指すということで、ここは文章があるわけですが、これは昨日の質疑また一般質問の中にも若干触れられていましたけど、前回全協でもこの調査報告というのはされてるわけですが、調査報告を見ても財政的なところも見てでも、第2期の5年間ではなかなか整備はもう難しい課題だと思われるんですけど、しかしここを中心とするような計画となっていることについてお尋ねをしたいと思います。

後藤委員長
松尾総合政策部長。

松尾総合政策部長

こちらでも記載させていただいてる通り、いわゆる駅北地区と言われる新都市拠点開発エリア、それから市の玄関口である佐貫駅周辺のにぎわいづくりというのは、やはり市の将来持続可能なまちづくりにとって重要なものであると考えております。

一方、本プランの5年以内でどこまで具体化、事業化できるかということに関しては、今現在検討中であるというふうにご理解いただければと思います。

金剛寺委員

26 ページ以降の「戦略2 教育環境の向上」の中で、今回この評価指標の中ではですね、非常に学力向上が最重点課題だみたいなことになってまして、これに伴うアクションプランがどういうことになるのかっていうのが、ちょっと注目すべきところで、昨日教育振興基本方針の案の説明がありましたけど、その中では若干具体的な方針が示されてますけど、この学力の向上のために、やっぱり考える力を養う教育であるとか、教育施設の充実、これについては目標値もありますけど、教師の多忙化の解消などですね。その辺のこのアクションプラン的にそういうところまで見込んだものなのかどうかちょっとお尋ねをしたいと思います。

後藤委員長
松尾総合政策部長。

松尾総合政策部長

まず学力の向上という視点なんですけど、やはり次代を担う子供たちのやはり基礎的学力をつけるということが、非常に大切だろうと思っております。これは地域づくり国づくりにおいてやはり一番重要なことであろうと思っております。そういったことで力を入れていきたいと思っております。

一方で教職員の多忙化というような問題も社会問題として、いろいろ議論されてることは十分承知しております。そういったことで、現在、総合教育会議において策定を進めております教育プランにおいては、取り組みの一つとして、教職員の時間外勤務時間の削減を掲げているというふうにご理解しております。

金剛寺委員

ぜひアクションプランの中で入れていただきたいと思いますが、あともう1個、教育環境の向上の中で、小中一貫校がうたわれてるわけで、これはすでに決まった教育大綱の中でもうたわれてるし市民との意見交換会が行われたり、今行われてる新しい学校づくり審議会、もう今途中ですけど、方針だけは小中一貫校という結論ありきみたいなことになってるわけですが、ただ中身についてはいつも今までの説明でも龍ヶ崎独自の形態をつくるんだということを言われてるわけですが、この内容はまだ示されていないのに結論ありきなみたいなことになって、27 ページの事業例としてもう小中一貫教育の推進という形でおこなわれているんですけど、まだですね、中身が十分出されていない状態の中で、ちょっとここまではどうかなと思う点があるんですけど、いかがでしょうか。

後藤委員長
松尾総合政策部長。

松尾総合政策部長

昨日もご答弁をしたところでございますが、やはり小学校中学校9年間を通して基礎的な学力づくりや、社会性をはぐくむというような取り組みが重要であろうと思っております。

議員ご指摘のように、現在その中身については教育委員会で審議会等を通じてさまざまな議論が行われているところでありますが、本プランは市の最上位計画でありますので、最上位計画で今後の方向性を示しませんと具体的に行動にもつながりません。そういう関係であるということをご理解いただければと思います。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

はい。次にいきます。46ページの「戦略4 地域力の向上」のところなんですけど、この点の中身については一般質問があったり、昨日の質疑の中にもですね、若干触れられてるんですけど前回やった高齢者福祉の充実という点と、障がい者福祉の充実というのがなくなったような感じがするんですよね。

昨日の答弁の中ではこの計画の中にそういうのは盛り込んでいくんだというような形でしたけど、前回では、指標の中にもお年寄りが生活しやすい施設サービスに満足している市民の割合であるとか障がいのある人が生活しやすい施設サービスに満足している市民の割合という目標値もあったわけです。これも最上位の計画なんでこの高齢者と障がい者に対する福祉計画についても触れていただきたいとこだったんですけど、この辺はいかがですか。

後藤委員長

松尾総合政策部長。

松尾総合政策部長

こちらですね、高齢者の福祉それから障がい者の福祉についても非常に重要な取り組みだというふうに理解をいたしております。その上ですべての市民の方にとって何が一番大切なのかと考えたときに、やはりその健康で長生きをすると、健康寿命延伸をすることというのがやはり最大公約数として大事なことではないかなと思っております。そういったことで今回その重点目標の中にスポーツ健幸日本一というふうに掲げさせていただきました。

スポーツというのは手段で、健康・幸せに生涯を過ごすというようなことが目標でございますけれども、そういった大きな取り組みの中で高齢の方も、あるいは障がいをお持ちの方も、市としては全力で上げていきたいと思っております。

一方で個々具体的に取り組みについては、やはりこの戦略プランに掲げるには若干無理がございまして、それぞれの具体的に計画で整理をしていこうということで、今回こういうような構成としたところでございます。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

はい、ぜひ大項目だけでもいれていただきたかったことなんですけど、あとちょっと最後の質問で53ページの「(3) 公共施設等の効果的な運営」のところ、昨日質疑もあったところなんですけど、その中にある行政サービス専門定型業務の民間委託という話で、これは私も新しい方針かなと思うんですけど、昨日の答弁では住民票の発行とか、保険等の窓口業務みたいなことを言われてたんですけど、そうしますと、例えば本庁舎内の窓口業務であるとか出張所の業務であるとかそういうものの一部が、この民間委託を指定管理者というか、そういう形で検討されるということですか。

宮川企画課長

はい。この専門定型業務に関しましては、当面指定管理ということではなくて、窓口業務などのアウトソーシングという観点から検討をこれから進めていくということでございますので、どういうふうになるかっていうのはこれからの検討だと考えてます。

後藤委員長

ほかに質疑はありますか。

山宮委員。

山宮委員

えーとですね、私の方からの質疑というよりもこのいろいろなことを皆さんが、考えてくださって龍ヶ崎をよくしていくんだって思いが、本当に毎回毎回かかわってるからこそわかるんですけども、市民の方がどれだけこのことについて理解されているのかな、わかっているのかなっていうのをすごく毎回この思うんですね。

それで、9ページの「第2 将来都市像とまちづくりの方向性」の中で、「1 目指していくまちの姿」の大きなキャッチフレーズが「人が元気 まちも元気 自慢したくなるふるさと 龍ヶ崎」。

かかわってらっしゃる方がた、私も含めて耳にたこができるぐらいこの言葉わかるんですが、せっかくやろうとしていることが、市民がどれだけこれわかっているかなっていうのはとても残念でならないんです。

例を言ったら変かもしれないんですけど、車で走ってたときに、河内に入ったときに、「おかずのいらぬ河内のお米」って、読んだ瞬間にピンって頭に入るんですね。龍ヶ崎でもコロッケ、まいりゅうっていったら一歳の子供でも、電車がとおれば「まいりゅう〜」って喜ぶような。

できればですね、この「人が元気 まちも元気 自慢したくなるふるさと 龍ヶ崎」にしていくんだぞっていう気持ちをですね市役所の正面に横断幕で出すとか、駅に車でいったときにわかるよう正面に横断幕で出すとか出ますよね、お相撲の時とか大会の時とか、あそこにこのキャッチフレーズを今はそうじゃないかもしれないけど、思わせていく努力って必要なんじゃないかなあって、違うんじゃないって思う人がいるかもしれないと思うんです。

茨城県魅力度ランキングでいつも47位っていわれてるけれども、その47位の茨城が逆に有名になると私は思うんですね。いったらいいところじゃないって、いいところいっぱいあるじゃないというふうにすごく今光を浴びている部分もあるので、やっぱりこの職員の方も含めて私たちも含めて常にこの「人が元気 まちも元気 自慢したい・・・」本当に自慢したい気持ちいっぱいありますが、それをやっぱりアピールしていくことの、知らないうちにみんなが頭に入っていきようなアピールの仕方って大事なんじゃないかなと思うんですね。その中で一つ一つ変わっていく姿を見て、変わったよね、こんなに良くなったよね、ここは自慢したいよねっていうような取り組みをやる。やらないともったいないととすごく感じるんです。ですので、いろんな数字の問題とか、もちろんお金の問題とかあるかと思うんですけども、市民の方にわかっていただけのような、こういうの目指してるんだっていうのは、わかっていただけのような努力をもう少しした方が、せっかく頑張ってもらえるのもったいないなと思いますので、これをぜひ何かアピールの材料として使っていただく中で、子育て環境も日本一になるし、市民活動も日本一にしなければいけないよね、防災減災もすごく頑張ってる、スポーツ健幸日本一、みんなが元気なだよってというのが、一人一人の中に入っていけるようなこのすばらしいキャッチフレーズをぜひもっとアピールして、そういう中でいろんなことを取り組んでいけば、市民の方もそのいろんな部分で意識をもっと持っていただけるんじゃないかなってすごく感じましたので。

すみません、質疑ではないんですが、私の勝手な要望なんですけれども、今後ともぜひよろしくお願ひします。

後藤委員長

はい、ほかに質疑等はありませんか。

【なしの声】

後藤委員長

別のないようですので採決いたします。

議案第1号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

後藤委員長

ご異議がありますので挙手採決といたします。

議案第1号、本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

賛成多数であります。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして議案第5号 龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第6号 龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第7号 龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての3案件については、平成28年の人事院勧告等に基づき、市職員の給料及び期末手当等について、国家公務員と同様の措置を実施するため、所要の改正等が行われるものであります。関連しておりますので一括して説明を受けて審査を行い、採決は別々に行いたいと思いますのでよろしくお願いたします。

それでは執行部から説明願います。直井総務部長。

直井総務部長

それでは議案第5号から第7号まで一括してご説明をしたいと思います。

まず議案第5号でございます。7ページになります。龍ヶ崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。今、委員長からご紹介がありましたように、平成28年の8月8日に勧告されました人事院勧告によりまして国家公務員の給与に関する法律が改正されたことに伴いまして本市職員の給与について同様の措置を実施するために改正するものでございます。

新旧対照表の2ページの方をお開けいただきたいと思えます。まず、第21条第2項第1号につきましては職員の勤勉手当の支給月数を民間のボーナスの支給割合との均衡を図るため、0.1月分引き上げまして、年4.3月に改定をいたしまして、民間の支給状況を踏まえ、平成28年12月期の勤勉手当、12月のボーナスに配分をしようとするものでございます。第2号につきましては再任用職員の0.05月分引き上げるものでございます。29年度の支給月数の改定につきましては、扶養手当の見直しを含めまして、平成29年第1回定例会に改定案を提出を予定しているところでございます。

続きまして付則第19項の改正につきましては、勤勉手当の支給月数の変更によりまして年齢55歳を超えました6級以上のいわゆる特定減額職員の支給月数を変更するものでございます。

別表第2につきましては、給料表の改定でございます。民間との格差を踏まえまして1級及び若年層の給料月額を1,500円引き上げまして、その他につきましては400円の引き上げとなっております。平均引き上げ率は0.17%となっております。

議案のほうに戻っていただきまして、11ページの方をお開けください。付則でございます。この条例は公布の日から施行をいたしまして、別表第2の規定の給料表の改定につきましては、平成28年4月1日から遡及適用をいたします。改正後の条例21条第2項及び付則19項の規定、これは勤勉手当の支給月数の改正につきましては平成28年の12月1日、12月期の期末勤勉手当から適用をするというものでございます。

続きまして12ページの方でございます。議案第6号でございます。龍ヶ崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。こちらは国家公務員の特別職給与法の改正に準じまして、市長・副市長・教育長の期末手当の支給率を引き上げるための改正でございます。

新旧対照表の方が7ページになります。第4条で、12月期の期末手当の支給率を1.625月分、に0.1月分引き上げまして1.725月分にするものでございます。12ページの方の付則でございますけれども、議案の方でございます。施行日が公布の日からとなっております。第4条の規定、12月期の勤勉手当、12月1日から適用するというものでございます。

続きまして議案第7号でございます。龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。こちら人事院勧告に基づきまして、国におけます一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律が改正されたことに伴いまして、本市の任期付職員の給料、期末手当について国の任期付職員と同様の措置を実施しようとするために改正するものでございます。

新旧対照表の方は8ページになります。まず、第7条第1項の表の特定任期付職員の給料表の改正でございます。特定任期付職員というのは高度な知識経験を有する者の任期付職員でありますけれども、当市では現在該当職員はおりません。その特定任期付職員の1号給と2号給の給料月額を国の改正に準じまして、それぞれ1,000円引き上げるものでございます。9条第2項の改正につきましては国の改正に準じまして、特定任期付職員の期末手当の支給率を0.1月引き上げ年3.2月分とするものでございます。その下の別表の改正でございます。一定の期間に終了が見込まれる業務、または一定期間に限り業務量が増加する業務につく任期付職員の給料月額を一般職の給料月額の改定に伴い引き上げるものでございます。こちらの職員につきましては、当市では地域包括支援センターの保健師とし

て採用している職員が在職をしております。

議案のほうへ戻っていただきまして13ページの方に付則がございます。公布の日から執行いたしまして、7条第1項別表の規定給料月額の設定でございますけれども、これは平成28年4月1日に遡及適用いたしまして、第9条第2項の規定につきましては、これは期末手当でございますけれども平成28年12月1日から適用するものでございます。以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

はい、金剛寺委員。

金剛寺委員

まず議案第5号の職員給与条例改定のところで、先ほどの説明でも今年度のアップ分が平均で0.17%、金額でいうと昨日の答弁で436円から1,500円という答弁があったと思うんですけど、もともとはこの人事院勧告に基づいているわけですけど、国家公務員ベースの人事院勧告とまた県レベルでも、県の人事委員会勧告というのが出てますけど、それぞれ数値も違うわけですけど、市レベルの昇給というのは、この人事院勧告のどういうベースに従って行うものなんでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

後藤委員長

菊地人事行政課長。

菊地人事行政課長

当市の給与改定につきましては、給与表を、一部追加しているものもありますが、基本的には国と同じものを使っておりますので、県とか国と改定率が変わってくるのは人員の階層による比率が国と県は違ってますので、県も同じだと思うんですけど、基本的には給与表は同じもの使ってるんですが、人員分布の違いによって、そこで換算率の差が出ているというふうに認識をしております。以上です。

金剛寺委員

はい、すいません。繰り越していくと0.36%となってますが県の人事院勧告は0.2%なんですけど、この差というのは、職員構成の差によって平均値が違ってくるというような考え方ですか。

菊地人事行政課長

今回の人事院勧告が実施された場合と実施前の状況を比較しまして率を算定しております。国と市と違いまして、地方公共団体は定員管理の抑制が随分厳しくしております、当市も同じかそれ以上にしてるんですけども、やはり年齢層の偏りがですね、40代以上が非常に多いというような今状況になっております。

今回の給与表の改正が若年層に1,500円、それ以上の年齢層、龍ヶ崎市の場合はほとんど400円に該当する職員が多いということで、率的に計算すると、そういうふうな0.1というような低い率になってしまうというような現況だというふうに考えております。

金剛寺委員

わかりました。あと国県の中では、今回これと同時に扶養手当の見直しもされててですね、逆にマイナスになる人もあるというふうに聞いてますけど、当市の場合では、当面この手当の見直しは考えられてはいませんか。

菊地人事行政課長

議員ご指摘の扶養手当の訂正というのは配偶者手当を削って、その分子の扶養に加算するということだと思っておりますが、国県でも29年度より実施ということを予定しております、当市でも29年度から実施するかどうかが今後検討していく予定をしております。今回はその分については議案の中には入れておりません。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。あともう1点、議案第6号の特別職の給与条例改正だけについて伺います。今回期末手当がアップになるということで、これは具体的にこのアップ分だけでみるとどういう金額になりますか。

後藤委員長

菊地人事行政課長。

菊地人事行政課長

すいません。市長、教育長、副市長の分ですよろしいでしょうか。それでは市長につきましては差額が11万9,887円。副市長につきましては10万769円、教育長につきましては8万1,221円。合計で30万1,877円の増加を予定しております。

後藤委員長

はい、ほかにございませんか。

【なしの声】

後藤委員長

別にないようですので、採決をいたします。別々に行います。

議案第5号 本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。次に、議案第6号 本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

後藤委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第6号 本案は原案の通り了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

はい、賛成多数であります。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第7号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第8号 龍ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。直井総務部長。

直井総務部長

はい、議案書の15ページの方をお開けいただきたいと思います。議案第8号 龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例についてでございます。今回の改正は地方税法の改正に伴い、改正をするものでございます。新旧対照表のほうでご説明をしたいと思います。

9ページをお開けいただきたいと思います。まず、新旧対照表の9ページから14ページまでの本文の改正規定でございます。第19条、第42条、第47条、第49条の改正規定につきましては、国税におけます延滞金の計算期間の見直しに準じまして、個人・法人市民税におけます減額更正された後に、その後増額更正をされた場合の延滞金について、当初の税額の納付日の翌日から税額を増額させる修正申告書の提出日または更正の通知をした日までの期間を延滞金の計算の基礎となる期間から控除するために、改正を行うものでございます。

こちらの規定は平成29年1月1日からの施行となります。次に、新旧対照表の対照表の14、15ページでございます。付則11条の改正規定でございます。軽自動車税の税率の特例でありますグリーン化特例が延長され、平成28年度中に登録された車両についても適用となったため、改正をするものでございます。平成29年4月1日からの施行でございます。

15ページをお開けください。付則第12条の改正でございます。特定一般用医薬品等購入費にかかります医療費控除の特例が創設されたことに伴う改正でございます。具体的には所得税における従来の医療費控除とは別に処方せんがなくても購入できます一般用医薬品と要指導医薬品、いわゆるOTC医薬品の購入費の控除制度の創設に伴う改正でございます。この規定は平成30年1月1日から施行いたしまして、平成30年度分の個人の市民税から適用とするものでございます。

15から20ページの付則21条の2、21条の3の改正については、平成28年度税制改正によりまして、外国人等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が改正をされ、日本と台湾双方の民間窓口機関の間で結ばれました二重課税の回避及び脱税を防止するための取り決めの内容を実施するため、法整備が行われたところでございます。これにより租税条約に相当する枠組みが構築され、日本に居住するものが国内で支払いを受ける特例適用利子等または特例適用配当等について、源泉徴収のかわりに申告分離課税により個人住民税所得割を課すために、本条例を改正するものでございます。こちらが平成29年1月1日からの施行となっております。以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

はい、金剛寺委員。

金剛寺委員

第19条と42条、47条、49条の改正は見ると中身は同じようなことになっていると思うんですけど、なかなか具体的にですね、どういうときにどうなってくるのかっていうのがちょっと不明点もあるんで、説明いただきたいと思うんですけど。

後藤委員長

岡野納税課長。

岡野納税課長

今回の条例改正の具体的に内容についてでございますけれども、当初の申告書が提出されておまして、かつ、その当初の申告書の提出によりまして納付すべき税額を減少させる更正があった場合、当初の申告書により納付すべき税額の納付があった日の翌日から当該税額を増加させる修正申告書の提出日、または、更正の通知をした日までの期間を延滞金の計算の基礎となる期間から控除するという内容でございます。

金剛寺委員

あと、もう1点付則第12条のセルフメディケーション税制ですか。

これは国のレベルで新しくセルフメディケーション税制というのが、5年間ということで、新しくできたわけですけど、ここに説明のある一つはスイッチOTC医薬品というのが1万2000から8万8000円の間で今度控除されることになったわけですけど、これまでも医療費控除の中には医薬品の一部は参入できるということになってたわけですけど、今回このスイッチOTC医薬品をできるということになって、この医薬品の幅っていうのはかなり広がるものではないでしょうか。

森田税務課長

医療費控除とですね、まず、今回制定しました医療費の特例控除につきましては、どちらか一方が適用になって参ります。医薬品につきましては、どちらも同じ品目が対象になりますので、どちらか一方の控除を受ける場合に、どちらか一方のみの控除になりますので、医薬品自体はどちらも同じ対象物です。以上でございます。

金剛寺委員

わかりました。あともう1個このセルフメディケーション税制のときには特定健診とか予防接種、定期健康診断、がん検診等も控除になるというふうに見たんですけど、それは間違いないですか。

森田税務課長

すいません。先ほどの説明の中でちょっと訂正いたします。医療費控除の対象になる医薬品はすべての医薬品でございます。それから今回新しく適用される医薬品につきましてはスイッチO T C、いわゆる医療費部門から転換した成分が含まれる医薬品というものが対象になってまいります。これから多分医薬品の中でそういう印が入りまして、区別した内容になってわかるような形になってくると思います。

それから先ほどの適用条件の方なんですけども、健康維持増進の取り組みを行った場合の取り組みということなんですけども、こちらにつきましては、例えば人間ドックとか、それからあと、予防接種なども該当して参ります。以上でございます。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

はい。すいません、では医薬品については、それをセルフメディケーション税制にいれられるものより医療費控除で入れたほうが品数的には多いということになるんですかね。

後藤委員長

はい。森田税務課長。

森田税務課長

一般的な医療費控除の方が医薬品の数的には多くなっています。今回のスイッチO T Cにつきましては、医療費からの切りかえ部分ということになりますので、約成分で83成分が今回の対象になっておりまして、医薬品ですと現在認定されているのが、1,525品目でございます。

例えばですねバファリン頭痛薬とか使ってますけども、バファリンは医療費控除の対象にはなりません。ただですね、バファリンE Xという商品があるらしいんですけども、そちらにつきましては、医療費控除の対象にもなりますし、新しく今度スイッチO T Cの成分の指定を受けておりますので、そちらの医薬品については、新しい制度にも適用しますし、今までの医療費控除にも適用するというような内容でございます。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

はい、わかりました。あともう1点だけ、この付則第21条の3の資料に長い文章になっていて、これまたあれなんですけど、これは昨日の国民健康保険税条例の一部改正等と同じような内容だと思うんですけど、特に外国居住者でも台湾の人だけということで、この日台民間租税取り決めによって今回改定になるというようなことでよろしいですか。

森田税務課長

はい。今回はですね、日本国居住者が国内において台湾所在の投資事業組合を通じて利子配当得た所得に対しまして、対応するというものでございますので、特定して台湾の方が該当するということにはならないと思われまして。ただですね、一般的には台湾の方が、やはりこういう制度にのって来るのではないかとということで考えております。以上でございます。

後藤委員長

ほかにありませんか。

【なしの声】

後藤委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第8号本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第12号 平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第3号）の所管事項について執行部から説明願います。直井総務部長。

直井総務部長

議案書の別冊のほうをお開けいただきたいと思います。1ページでございます。議案第12号 平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第3号）でございます。歳入歳出それぞれ、15億1,094万9,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ260億9,885万円とするものでございます。その内容についてでございます。

まず6ページをお開けいただきたいと思います。6ページの第4表、債務負担行為の補正でございます。多くの債務負担行為が出ておりますけれども、所管の契約について読み上げたいと思います。一番上の人事評価制度研修業務委託契約、それと一つ飛びまして、平和祈念式典派遣業務委託契約が所管となっております。

松尾総合政策部長

はい、続きましてその下でございます。市公式サイトシステム利用契約、広報等印刷製本及び配送にかかる業務委託契約、佐貫駅東口デジタルサイネージ運營業務委託契約、庁舎総合管理業務委託契約（28年度）、庁舎管理にかかる業務委託契約、納入通知書等作成及び封入封緘業務委託契約、住基ネットシステムにかかる業務委託契約、住民情報基幹システム運用保守業務委託契約。7ページでございます。総合福祉システム利用契約、地域情報化システムにかかる業務委託契約、四つほど飛びまして旧北文間小学校施設管理にかかる業務委託契約となっております。

いずれの契約につきましても平成29年度当初から履行が必要な契約につきまして、本年度中に適正な契約手続を行うため、債務負担行為を追加しようとするものでございます。なお新規といたしましては、上から6番目の佐貫駅東口デジタルサイネージ運營業務委託がでございます。それから複数年度の契約につきましては、庁舎総合管理業務委託契約でございます。3カ年の設定としております。こちらにつきましては、契約の履行の安定的な確保ということで3カ年としております。それから7ページの旧北文間小学校施設管理にかかる業務委託契約でございますが、これについては来年4月1日に、龍ヶ崎西小学校への統合に伴いまして、当分の間は普通財産としての管理となります。そういったことから資産管理課において管理をしていくというようなことで、総合政策部の所管となるというものでございます。続きまして13ページをお開きください。

直井総務部長

歳入でございます。まず市税の個人所得割現年課税分1億1,652万65,000円でございますけれども、給与所得、営業所得等の増、それと徴収率のアップによります増となっております。その下、固定資産税の償却資産現年課税分でございます。こちらは大和ハウス、オカモトによる新規設備投資や、太陽光発電施設の新設などによる増でございます。その下、軽自動車税現年課税分でございます。賦課台数の増でございます。その下、地方交付税の震災復興特別交付税でございます。塵芥処理組合の大規模改修工事が震災復興特別交付税の算定対象となったことによる予算計上でございます。15ページをお開けください。

出水田危機管理監

上から二つ目の箱、3災害救助費補助金でございます。これにつきましては熊本県山都町への災害支援活動で災害救助法20条が適用されまして、県の方から補助事業として337万9,000円がおりたものでございます。

直井総務部長

選挙啓発事業費、それとその下の参議院議員選挙費につきましては、選挙経費の確定による増と減でございます。

松尾総合政策部長

その下でございます。ふるさと龍ヶ崎応援寄附金でございます。4,823万円。寄附金の実績を踏まえまして、収入見込み額の増分を計上したものでございます。

直井総務部長

その下、一般会計繰越金でございます。これは一般財源の調整のための繰越金でございます。次のページ17ページをあけてください。諸収入の牛久沼土地改良区総代選挙費委託金でございます。こちらにも選挙経費の確定による委託金の減でございます。次のページでございます。

歳出になります。いくつかの項目で市一般職の職員の給与費が出てきておりますけれども、こちらは給料、職員手当、共済費の主な改正理由については、今議会の提案をしております給与条例の改正案による人事院勧告による給料・勤勉手当の支給率の改定、それと標準報酬月額改定による共済費等の増でございますので、以下説明のほうは省略いたします。

石引議会事務局長

一番上です。議員報酬費であります。特別職の期末手当を0.1月分引き上げることに伴いまして、議員の期末手当を0.1月分引き上げるための増額でございます。その下の職員給与費、所管でございます。

直井総務部長

一般管理費でございます。特別職の給与費でございます。人事院勧告による期末手当支給率の改定によります市長・副市長の期末手当と共済費の増でございます。一つ飛びまして、臨時職員等関係経費でございます。執行見込みによります嘱託職員の報酬・費用弁償の減額、それと社会保険料加入要件の拡大に伴います共済費の増でございます。

松尾総合政策部長

財産管理費でございます。庁舎新附属棟建設事業でございます。工事請負費としまして車庫倉庫建設事業で532万5,000円ほど追加で計上しております。追加計上の理由でございますが、附属棟の解体工事の際、外壁にアスベストの含有が確認されたことから、会議等の撤去工事費の増になった分の計上でございます。続きまして道の駅整備事業でございます。委託料で測量で456万9,000円の追加でございます。こちらにつきましては、現況測量を行ってきたいということでございます。その下、地域情報化推進費でございます。委託料で地域イントラネットシステム設定費で418万5,000円を計上しております。これにつきましては、現在使用しておりますイントラネットシステムが来年の3月1日から更新をされる予定となっております。そのイントラネットの更新に伴いまして、住民情報基幹システム用の端末それから総合福祉システム用の端末、健康管理システムの端末についても、あわせて環境と設定の修正が必要となります為の当該費用でございます。

それから一つ飛びまして、地域振興事業でございます。負担金としまして常磐線佐貫駅名改称事業でございます。こちらにつきましては平成29年4月1日を予定をしておりました。佐貫駅名の改称でございますが、消費増税の先送りを受けまして、駅名の解消についても先送りを決定したところでございます。一方、平成29年4月1日の駅名改称に向けてJR東日本におきましては、システム改修等の業務委託を発注をしておりましたので、これの解約に伴います本市負担分といたしまして45万6,577円の負担が生じますことから今回新たに計上したものでございます。続きましてその下、ふるさと龍ヶ崎応援事業でございます。こちらにつきましては、歳入で申し上げました通り、ふるさと寄附金の納税見込みに対応する所要の経費でございます。報償費につきましては、返礼品の経費としまして1,724万1,000円を計上しております。

21ページでございます。12番の役務費、こちらにつきましてはクレジット納付に関する手数料でございます。41万1,000円でございます。委託料。こちらにつきましては、ふるさと龍ヶ崎応援寄附プロモーション支援としまして、ふるさとチョイスを運営しておりますトラストバンクに対しまして当該ホームページの特集ページ等々のプロモーションについての支援業務をお願いしております。給付額の増に伴いまして、当該委託料についても増えるという関係がありまして131万9,000円ほど計上しております。二つ飛びまして、みらい育成基金費でございます。こちら積立金4,823万円につきましては、収入の寄附金相当額を新たに積み立てをするものでございます。以下人件費等であります。

直井総務部長

その下でございますが、税務総務費の税務事務費でございます。平成28年4月1日から軽自動車検

査情報サービス開始によりまして、県市長会、町村会からの県外転出の軽自動車情報が不要となったことによりまして、軽自動車税捕捉事務費の減でございます。その下、賦課事務費でございます。申告相談受け付け会場の新附属棟への変更によりまして消耗品、案内版等の備品の計上と地方公共団体情報システム機構からの軽自動車検査情報件数の増加によりまして利用量の増でございます。

23 ページをお開けください。参議院選挙費でございます。こちらは選挙経費の確定に伴います精算に伴う減額でございます。その下、牛久沼土地改良区総代選挙費につきましても同様に選挙費確定による減額でございます。

39 ページをお開けください。一番下の公債費でございます。一般会計債元金償還費につきましては平成 17 年度の減税補てん債の利子の見直しによる増でございます。その下の一般会計債利子償還費につきましては、同じく 17 年の減税補てん債の利子見直しによる減でございます。以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

はい、金剛寺委員。

金剛寺委員

はい、13 ページの 0003 の震災復興特別交付金 6 億 8,633 万 1000 円ですけど、これは後で塵芥処理費のところの大きい記載もあるんですけど、これすべてが塵芥処理費に対する交付金でしょうか。

後藤委員長

岡田財政課長。

岡田財政課長

はい、お答えします。

すべて塵芥処理組合の長寿命化工事の補助分の補助裏と言われる起債でまかなう部分が震災復興特交の対象になったことによる交付金でございます。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

はい、わかりました。

あと 19 ページの 01003300 の地域イントラネットシステム設定費、簡単には説明あったんですけど、ちょっともう少し詳しい説明をいただければと思うんですけど。

後藤委員長

永井情報政策課長。

永井情報政策課長

これは先ほど部長から説明ありましたが平成 29 年 2 月末で現行端末パソコンのリース期間が満了となります。3 月から新たに導入する端末 38 台に対しまして総合福祉システム、健康管理システムで行っている福祉業務を継続させるために、設定作業が必要となりまして、その費用を計上させていただいたものでございます。具体的な設定作業の内容でございますが、住民情報基幹系システムのネットワークに接続するための設定費用としまして、216 万 9000 円、総合福祉システムを利用するための設定費用としまして 27 台分で 125 万 2000 円。健康管理システムを利用するための設定費用としまして、11 台分で 76 万 4000 円を今回、計上させていただいたということでございます。

なお、本来ですと当初予算で計上すべきでございましたが、現在茨城県と県内の自治体で進めております茨城情報セキュリティクラウドの動向を注視したことからイントラネット系システム更新作業を慎重に進めた結果、今回補正予算として計上したものでございます。以上です。

金剛寺委員

はい、すいません。

あともう 1 点、21 ページの税務事務費とその下の賦課事務費で税務事務費の方では、軽自動車税、軽自動車に関することと言われましたけど、-26 万 9000 円とその下の賦課事務費のところの使用料の

軽自動車税に関するという点だったんですけど、この点のちょっと具体的内容についてちょっとお聞かせいただければと思うんですけど。

後藤委員長

森田税務課長。

森田税務課長

まず、負担金の税務事務費の負担金でございますけれども、こちらにつきましては、軽自動車をこれまで課税客体として把握するデータが紙ベース、いわゆる申告ベースでございました。こちらがですね。軽自動車検査情報サービス、いわゆるデータベースの情報に切りかわりまして、紙ベースで市町村へ市長会の方からいただいていたものですね、不要になったということでございます。

それとですね。賦課事務費の使用料及び賃借料につきましては、こちらの軽自動車検査情報サービスのデータ提供が始まりましたので、こちらがですね。データ1件当たり11.2円でデータをいただいております。ですから、申告ベースの紙が必要でなくなり、データベースでの情報提供を受けられたということでございます。以上でございます。

後藤委員長

はい、金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。以上です。

後藤委員長

ほかにありませんか。

【なしの声】

後藤委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第12号本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第20号 龍ヶ崎市部等設置条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

直井総務部長

はい。議案書の33ページをお開けいただきたいと思っております。議案第20号でございます。龍ヶ崎市部等設置条例の一部を改正する条例についてでございます。今回は市長、副市長の特命事項の調査、研究、処理を主な目的として新たな組織上の部分として市長公室を設置をしまして部長職として市長公室長を置くとともに、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の方、24ページをお開けください。第1条第1項の改正で部等に市長公室を置くこととしております。同時に同条第2項でこれまで部に属さない室として設置をしてあります。市長公室を廃止をいたしまして、危機管理室を部に属さない課として、危機管理課として置くことといたしております。第2条第1項で部等の分掌事務も改正をいたしまして、市長公室には従前の部に属さない室での分掌事務にあった秘書に関すること、男女共同参画に関すること、広聴の総合調整に関することに加えまして、総合政策部から特命事項の調査、研究及び処理に関すること及び広報に関すること並びにシティセールスに関することをシティプロモーションに関することに改めまして、市長公室に異動をいたします。

また、これまでも所管をしておりました牛久沼の管理及び活用に関することを総合政策部の分掌事務に明記をいたしました。第2条第2項の改正で部に属さない課として危機管理課の分掌事務は従前の危機管理室のそれと同様とするものでございます。施行は、平成29年4月1日としております。なお参考までに現時点で想定をしております。行政組織機構図についても、配布をしてありますけれども、これはあくまでも現時点での案ということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

はい、金剛寺委員。

金剛寺委員

条例にはないんですけど、議案第20号の参考資料に出ていますこの組織図でも質問をしてもよろしいですか。

後藤委員長

直井総務部長。

直井総務部長

先ほど申し上げましたように今回部等設置条例について提案をさせていただいております、それ以下につきましては今回の提案している部分とは違ってございまして、組織図につきましてはあくまでも現時点で想定しております案ということで、まだまだ変わることも十分考えられますので、申しわけありませんがそういうことでご理解をいただければと思います。

金剛寺委員

はいわかりました。結構です。

後藤委員長

ほかに質疑等はありませんか。

【なしの声】

後藤委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第20号 本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤委員長

はい。ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。これをもって総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。